

平成29年5月16日

スマートフィーディング実証事業実施にあたっての運用について

一般社団法人日本草地畜産種子協会
草地畜産部長

実施規程第5の2の※²：国産濃厚飼料利用タイプの事業参加者ごとの濃厚飼料給与量について、予算の範囲内で別途協会が定める上限は、個別の実証事業実施計画を審査するとともに、下記事項を勘案してそれぞれの実施計画ごとに定めるものとする。

- 実証する国産濃厚飼料給与量の総量の上限は、個別経営体は50ト、法人経営体にあっては100トとする。ただし、規模の大きい北海道にあっては、いずれの場合も100トとする。
- 国産濃厚飼料として畜産農家への波及も発展途上にあり、より普及効果が高いと考えられるイアコーンサイレージ及び子実トウモロコシの実証事業の実施を優先する。
- 実証事業計画の給与量の上限については、別紙第1号6の(2)の注意書きに記載のとおりであるが、給与する総量については、1頭当り給与量、実証頭数、実証期間の順に優先して決定するものとする。
- 実証期間の設定にあたっては、予算の範囲内で当初の実証期間を定めた後、180日を上限として変更することができる。